

# 限度超過車両の通行の許可等について

国土交通省 道路局 路政課

ある日の昼休み、新人係員の道村君が先輩の道岡さんにランチに誘われ、近くの店まで歩いて行く道中での会話。

**道岡** 道村君、あれを見て。すごく大きいトレーラーが道路を通行しているね。いわゆる「限度超過車両」のようだね。

道村君、この「限度超過車両」の「限度」って、何を指しているのかわかるかい？

**道村** はい。道路法第47条第1項に規定されている、車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径の最高限度を指し、具体的には、車両制限令という政令に規定されています。そしてこの最高限度を超える車両は、道路を通行させてはいけないとされています。

**道岡** そうだね。道村君の言う第47条第1項で規定されている最高限度のほかに、第47条第3項でトンネル、橋、高架の道路等に関して、車両の重量や高さが構造計算などによって安全であると認められる限度を超えるものについても、道路管理者は通行を禁止または制限できるとされているんだ。

**道村** そうなんですね。でも、さっき見かけた大型トレーラーのように、見るからに限度を超過しているような車両が、道路を通行しているのをたまに見かけますよ。あれは問題ないのでしょうか。

**道岡** ふむ。いい観点だね。それらは事前に道路管理者の許可を得て通行しているんだよ。第47条の2第1項において、道路管理者は、車両の構造や車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、その車両を通行させようとする者の申請に基づいて、限度を超える車両の通行を許可できることとされているんだ。

**道村** でも、なぜそのような許可制度が必要なんですか。

**道岡** まずは、今まで私たちが話をしてきた車両の幅や重量についての限度がなぜ定められているのかを考えてみようか。道路は一般に自由な通行が認められているわけだけれども、それぞれの道路には、それぞれの機能や使用方法が想定されていて、それに応じた構造規格を備えているから、

その想定を超えて道路を使用することは、道路に過大な負担を与え、その構造や交通に支障を及ぼすおそれがあることは明白だよね。だから、そういった事態を防ぐためにも、第47条第1項と第3項で規定されているような車両についての限度を定めて、その限度を超えた車両の通行を原則として禁止しているんだ。ただし、巨大な貨物を載せた大型トレーラーなど、限度を超えた車両であっても、やむを得ず道路を通行させる必要があることもあるよね。そういった場合に、道路管理者の許可にかからしめ、通行ができるようにしているということなんだ。

**道村** なるほど。ちなみになんですが、複数の道路管理者にまたがる道路について、限度超過車両を通行させる場合には、全ての道路管理者に許可の申請をする必要があるんですか。

**道岡** ほう。鋭いね。そのような場合に、全ての道路管理者の許可を得るのは、申請者にとって不便であるため、第47条の2第2項では、許可の一元化に関する規定が定められているんだ。この規定では、そのような場合には、一の道路管理者が、他の道路管理者に協議し、同意を得れば、その道路管理者が申請に係わるすべての道路について一元的に許可することができるとされているんだ。

ちなみに、許可を受けないで通行させるなど、道路法に違反して限度超過車両を通行させた場合には、措置命令や罰則の規定が設けられているんだ。

**道村** 許可制度の実効性が担保されるよう、色々な規定が設けられているんですね。ただ、こうした罰則の規定などがあるからではなく、道路を安全に使うためにも、限度超過車両を通行させる一人ひとりが責任をもって、道路管理者から許可を得なければなりませんね。

**道岡** そうだね。さらに、H25年の道路法の改正時には、いわゆる大型車誘導区間の制度が新設され、限度超過車両を国土交通大臣が指定した大型車誘導区間を通行させる場合には、国土交通大臣が、他の道路管理者への都度の協議なく一元許可できることとされており、許可の迅速化が図られているんだ。さらに、限度超過車両を、比較的十分な構造規格を備えた道路に誘導することで、限度超過車両が道路の構造や交通に及ぼす影響をなるべく抑え、国民が日々安心して道路を使用することができるようになったんだ。

**道村** そうなんです。国民みんなの道路。道路を末永く、安全に使うためにも、みんながルールを守って正しく使わなければなりませんね。

## 【参照条文】

### ○道路法（昭和 27 年法律第 180 号）（抄）

**第四十七条** 道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下本節及び第八章中同じ。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は、政令で定める。

- 2 車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。
- 3 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、車両でその重量又は高さが構造計算その他の計算又は試験によつて安全であると認められる限度をこえるものの通行を禁止し、又は制限することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両についての制限に関する基準は、政令で定める。

#### （限度超過車両の通行の許可等）

**第四十七条の二** 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第二項の規定又は同条第三項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両（次条第一項及び第七十二条の二第一項において「限度超過車両」という。）の通行を許可することができる。

- 2 前項の申請が道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項の許可に関する権限は、政令で定めるところにより、一の道路の道路管理者が行うものとする。この場合において、当該一の道路の道路管理者が同項の許可をしようとするときは、他の道路の道路管理者に協議し、その同意を得なければならない。
- 3 前項の規定により二以上の道路について一の道路の道路管理者が行う第一項の許可を受けようとする者は、手数料を道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国）に納めなければならない。
- 4 前項の手数料の額は、実費を勘案して、当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で定める。
- 5 道路管理者は、第一項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。
- 6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を当該車両に備え付けていなければならない。
- 7 第一項の許可の申請の方法、第五項の許可証の様式その他第一項の許可の手続について必要な事項は、国土交通省令で定める。

#### （限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）

**第四十七条の三** 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定めて、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。
- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。
- 4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次

項及び第六項において「許可基準等」という。)を国土交通大臣に提供しなければならない。

- 5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。
- 6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。
- 7 前項の規定により道路管理者を異にする二以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。
- 8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。
- 9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

#### (報告及び立入検査)

- 第七十二条の二** 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項（第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に限る。）の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

**第百三条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十二条第三項又は第九十一条第二項において準用する第三十二条第三項の規定に違反して道路又は道路予定区域を占用した者
- 二 第四十六条第一項又は第二項の規定による禁止又は制限に違反して道路を通行した者
- 三 第四十六条第三項の規定による禁止又は制限に違反して水底トンネルを通行した者
- 四 第四十七条第三項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行した者
- 五 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させている者に対する第四十七条の四第一項の規定による道路管理者の命令（第七十一条第五項の規定による道路監理員の命令を含む。）に違反した者
- 六 第六十七条の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者
- 七 第九十一条第一項の規定に違反した者

**第百四条** 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十七条第二項の規定に違反し、又は同条第一項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し第四十七条の二第一項の規定により道路管理者が付した条件に違反して車両を通行させた者
- 二 第四十七条の二第六項の規定に違反して許可証を備え付けなかつた者
- 三 第四十七条の四第二項の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による道路管理者の命令に違反した者
- 五 第七十一条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路監理員の命令に違反した者